

令和3年4月1日

株式会社 みうら

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～ 令和 6年 3月 31日までの3年間

2. 目標と取り組み内容・実施時期

《次世代育成支援対策推進法に基づく目標》

目標1： 令和6年1月までに、全従業員の所定外労働時間合計が、一人当たり年間平均 240 時間未満とする。

＜対策＞

- 令和3年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和4年 4月～ 管理職を対象に意識改革のための研修を実施
- 令和4年 10月～ 社内掲示板等による社員への周知
- 令和5年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

《次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく目標》

目標2： 小学校入学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の時期の延長をする。(現状：3歳まで→小学校入学前まで)

＜対策＞

- 令和3年 4月～ 制度の検討開始・就業規則の変更
- 令和5年 4月～ 小学校入学前までの短時間勤務制度の導入・社員への周知

目標3： 令和5年4月までに、年次有給休暇の取得率を従業員一人当たり、年間平均 60%以上とする。

＜対策＞

- 令和3年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和3年 10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始
- 令和4年 4月～ 有給休暇奨励日を年間 7 日で設定する
- 令和5年 4月～ 有給休暇取得率を 60%以上にする